

概要版

# 第6期小金井市

## 介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画

平成27年3月

小金井市

# 目次

<b>第1章 計画の背景と目的</b> .....	1
1 計画の目的 .....	1
2 ふまえるべき背景や動向など .....	2
3 計画の位置づけ .....	3
4 計画の期間 .....	4
5 計画策定体制 .....	4
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状と課題</b> .....	5
1 高齢者を取り巻く現状 .....	5
2 計画を推進していく上での課題 .....	6
<b>第3章 基本的な考え方</b> .....	9
1 基本理念 .....	9
2 視点 .....	10
3 基本施策 .....	11
<b>第4章 高齢者保健福祉施策の展開</b> .....	15
1 健康づくり・生きがいづくり .....	15
2 地域で暮らし続ける仕組みづくり .....	17
3 地域で支え合う仕組みづくり .....	20
4 介護保険事業の推進 .....	23
<b>第5章 計画の推進</b> .....	32

# 第1章 計画の背景と目的

## 1 計画の目的

小金井市では、「小金井しあわせプラン（第4次小金井市基本構想・前期基本計画）」を定め、福祉と健康分野の施策大綱を「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」としています。

介護保険制度においては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年度（2025年度）を見据えた介護保険事業計画の策定が求められています。国の推計では、今後、要介護認定率が高くなる75歳以上の人口は増加し、保険料の負担者である40歳以上人口は減少する見通しです。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができると同時に、持続可能なしくみをどのようにつくるかが課題となっています。

本計画は、「小金井しあわせプラン」の理念を実現するために策定した小金井市保健福祉総合計画の分野別計画であり、平成37年度（2025年度）を見据えた地域包括ケア計画として策定します。医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、高齢者の生活を支援するサービスの充実、高齢者相互や多世代との支え合いのあり方や、元気高齢者、「団塊の世代」が担い手として活躍する地域のしくみについて具体化します。

## 2 ふまえるべき背景や動向など

計画の策定にあたっては、これからの社会保障や地域包括ケアの実現に向けた在宅医療と介護の連携や介護予防事業の多様化等の介護保険制度の流れ、ひとりぐらしや認知症の高齢者等の増加、災害時への対応等、近年の社会潮流をふまえ、市の現状と課題を整理しながら検討します。

ふまえるべき背景や動向には次のようなものがあります。

### (1) 地域包括ケアシステムの構築

小金井市の実情に応じた医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築します。

### (2) 介護保険制度の改正

2025年度を見据えた介護保険事業計画を策定します。地域包括ケアシステムの実現に向けた、医療・介護・予防・住まい・生活支援の充実をはかります。

### (3) 災害への備えを視野に入れた地域づくり

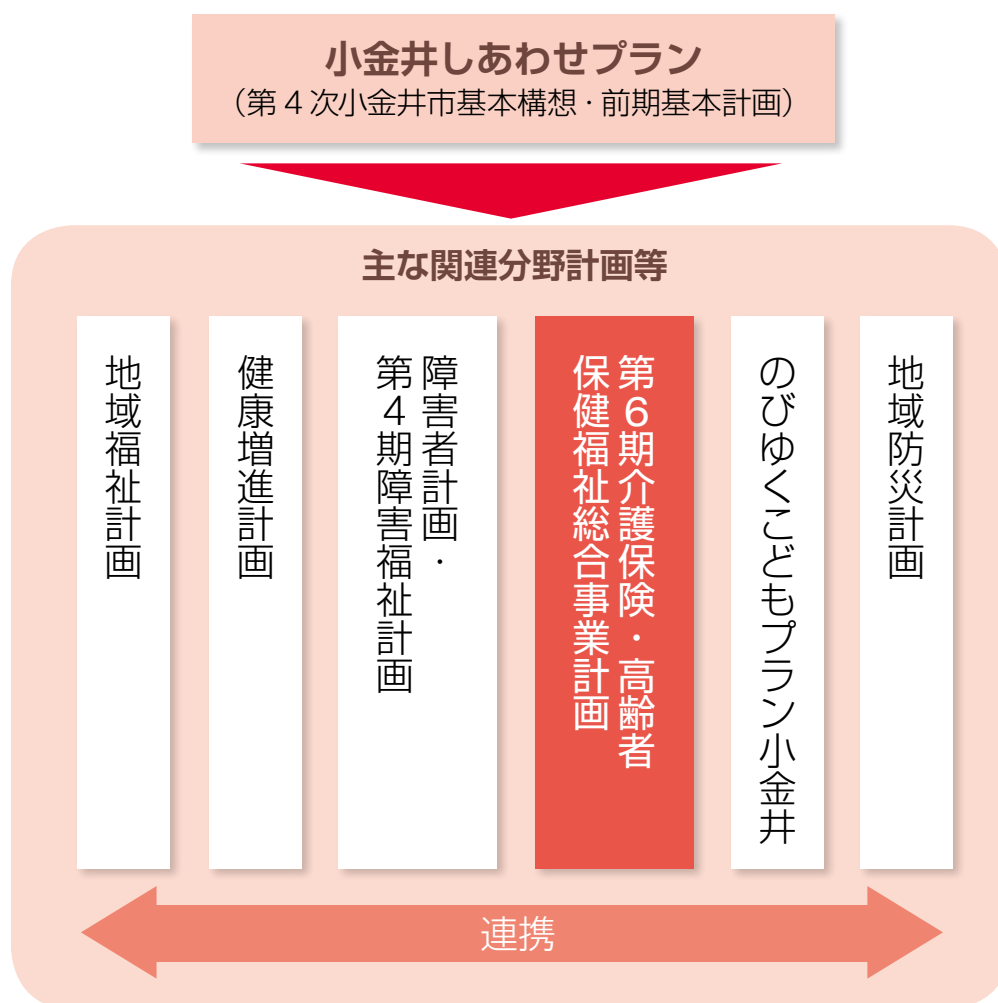
地震などの自然災害に備え、福祉と防災との関わりを意識した地域づくりを推進します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「小金井しあわせプラン（第4次小金井市基本構想・前期基本計画）」にもとづく計画であり、介護保険・高齢者保健福祉に関する総合計画です。

本計画は、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画です。

なお、「小金井市保健福祉総合計画」に包含された「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「障害者計画・障害福祉計画」の他、「地域防災計画」、「のびゆくこどもプラン小金井」等、関連分野計画等と連携する計画です。



## 4 計画の期間

本計画は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3か年を計画期間とします。

2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
第4次基本構想 前期基本計画				第4次基本構想 後期基本計画											
保健福祉総合計画															
地域福祉計画						地域福祉計画									
健康増進計画						健康増進計画									
障害者計画						障害者計画									
第3期障害福祉計画				第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画		
第5期 介護保険・高齢者保健福祉 総合事業計画				第6期 介護保険・高齢者保健福祉 総合事業計画			第7期 介護保険・高齢者保健福祉 総合事業計画			第8期 介護保険・高齢者保健福祉 総合事業計画			第9期 介護保険・高齢者保健福祉 総合事業計画		

## 5 計画策定体制

### (1) 策定専門委員会

介護保険並びに高齢者保健福祉に関する専門的な内容について検討を行うため、小金井市介護保険運営協議会に「介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会」を設置しました。運営協議会との合同会議を含め、9回開催し検討を行いました。

### (2) アンケート調査

市民や事業者等の実態や意向等をふまえた計画としていくために、市民や事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

### (3) パブリックコメント

計画素案に対し、市民からの幅広いご意見を聴取していくために、平成26年12月及び平成27年1月にパブリックコメントを実施しました。

### (4) 市民説明会

計画素案の内容について、平成26年12月20日及び24日に市民説明会を実施しました。

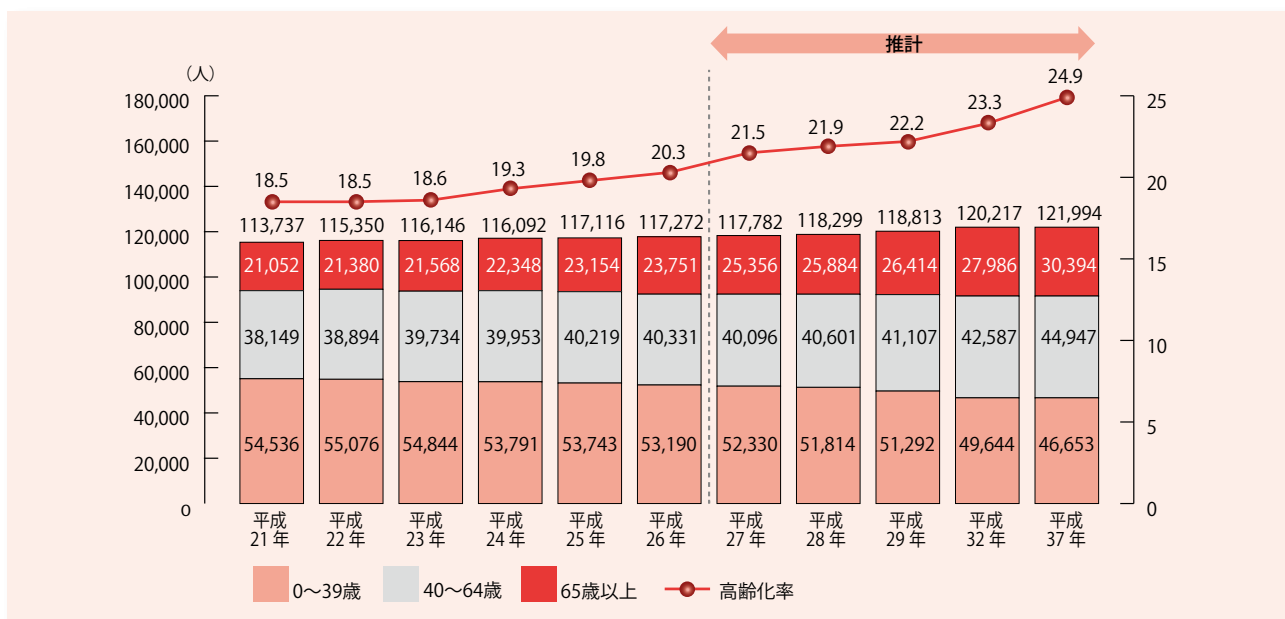
# 第2章

# 高齢者を取り巻く現状と課題

## 1 高齢者を取り巻く現状

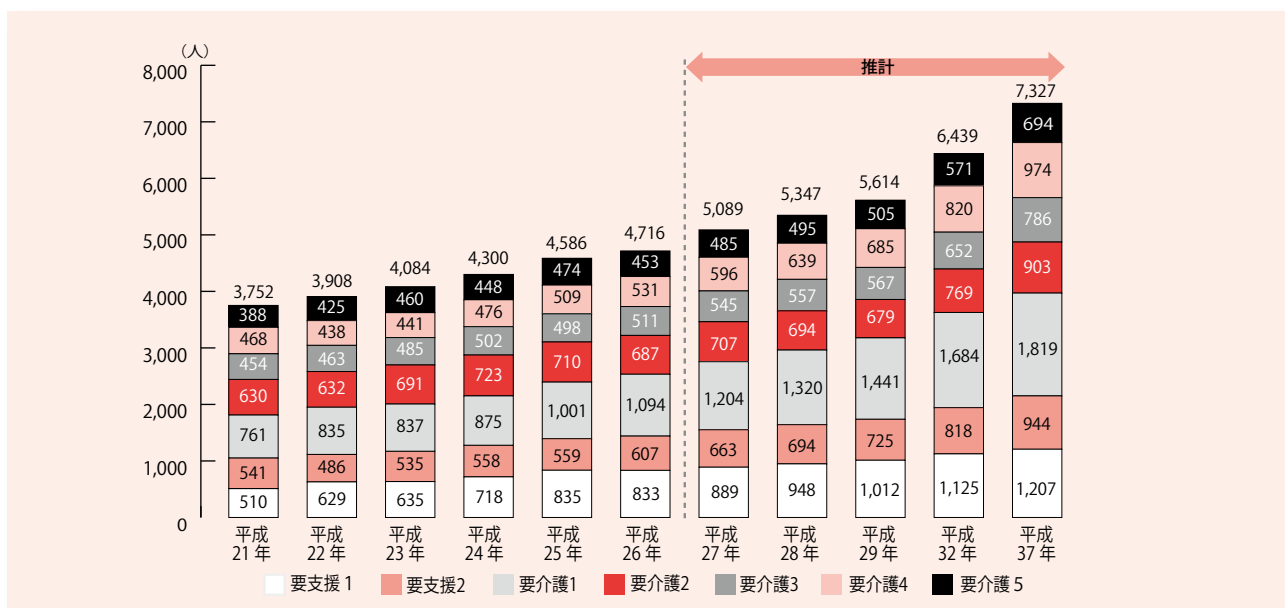
小金井市の人口はほぼ横ばいですが、65歳以上の高齢者人口は増加しており、高齢化率は一貫して上昇傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口の推移と高齢化率（小金井市）



資料：小金井市住民基本台帳（外国人登録含む）及び介護福祉課推計（各年10月1日現在）

図表 要介護・要支援認定者数の推移（小金井市）



\*第2号被保険者を含む。

資料：介護福祉課集計・推計（各年10月1日現在）

## 2 計画を推進していく上での課題

現状や第5期計画の取組み、アンケート調査結果から、計画を推進していく上での課題を整理すると、次のようになります。

### (1) 健康づくり・生きがいづくり

#### ①社会参加と居場所づくり

高齢者が心身ともに健康で、生きがいをもって生活できるよう、地域の中に高齢者の居場所をつくったり、地域のさまざまな活動に参加しやすいよう、社会参加の環境や条件を整えていくことが必要です。

#### ②就労支援

就労意欲のある高齢者が知識や技能をいかして地域で活躍できるよう、就労の機会等を支援する必要があります。

#### ③介護予防事業への参加促進

小金井市では、これまで一次予防事業と二次予防事業を推進してきましたが、介護予防事業への参加促進や活動の継続が課題となっています。多くの人が気軽に参加できる介護予防事業の推進や、市民の自主的な取組みを支援し活動の継続を図ることが必要です。

### (2) 地域で暮らしつづけることのできる、地域包括ケアシステムの充実

#### ①在宅生活の支援

介護保険制度の改正により、特別養護老人ホームの入所対象を原則要介護3以上とすることになりました。

在宅生活を続けるための条件として、在宅生活を支援するサービスの充実や、在宅医療の充実などが求められています。

#### ②認知症の人の支援

相談支援、早期発見・早期対応のしくみづくり、認知症に関する普及啓発、認知症家族介護者支援などの認知症施策について、一層の充実を図る必要があります。

また、認知症サポーターの輪を広げたり、認知症の人やその家族が参加できる場をつくるなど、地域における認知症支援を進めていくことが必要です。



### ③在宅医療と介護の連携

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい暮らしを続けるためには、地域において医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが必要です。

今後、医療等の紹介を行う相談体制の充実、訪問看護・訪問リハビリ等医療系サービスの拡充、医療機関と介護サービス事業者等とのネットワークづくり等、在宅医療と介護の連携を進めていく必要があります。

### ④地域包括支援センター機能の充実と地域ケア会議の推進

小金井市における地域包括ケアシステムを実現するために、地域包括支援センター機能の充実を図るとともに、地域ケア会議の推進が必要です。

### ⑤新たな住まいの整備検討

高齢者が地域での生活を安定して営んでいくためにも住まいの整備は必要です。待機者対策やサービスの充実という点からも、新たな住まいの整備の検討が必要です。

## (3) 地域で支え合う仕組みづくり

### ①高齢者の見守り支援

他の関連機関との協定または連携などにより高齢者の更なる見守り支援ネットワークの充実と推進を図る必要があります。

### ②地域における支え合いの推進

市民一人ひとりの「福祉のこころ」を育むことが必要です。

また、介護予防につながる活動に従事するボランティアや市民活動団体、認知症サポーター等、地域の人材を育成・確保し、地域での支え合い活動を推進することが必要です。

### ③権利擁護

高齢者を狙った悪徳商法の被害が増加しています。財産管理や法的な支援など、高齢者の権利擁護の取組みに対する重要性が増しており、権利擁護の制度や相談窓口の一層の周知を図る必要があります。

養護者による高齢者虐待の防止や、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援を適切に実施することで、高齢者の尊厳を守り、生命、身体、財産に関する権利擁護を推進する必要があります。

### ④避難行動要支援者支援

災害時のために、今後、地域全体で避難行動要支援者への支援体制を構築する必要があります。

## (4) まとめ

小金井市は、元気な高齢者が多いまちです。高齢者が社会を支える一員として自己実現し、活躍することを支援するため、健康づくり・生きがいづくりが必要です。

一方、今後10年間で高齢化率は上昇し、後期高齢者の割合も年々増加します。それに伴って要介護度の重度化や認知症高齢者も増加すると考えられます。在宅での生活を希望する高齢者が多いことから、生活支援、医療と介護の連携、介護予防等の包括的な支援のしくみを充実する必要があります。

また、ひとりぐらし高齢者、高齢夫婦のみの世帯なども増加傾向にあり、見守りや権利擁護など、高齢者が安心して暮らせる仕組みづくりが求められています。市民、NPO、医療関係者、介護事業者、行政等が連携し、地域の資源とネットワークを活かして、支え合う地域社会づくりを進める必要があります。

高齢者が自分の意思に基づき、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう、小金井市の実情に応じた、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築することが必要です。



# 第3章

## 基本的な考え方

### 1 基本理念

---

#### ①人間性の尊重（個人の尊厳）

高齢者が生涯にわたり、社会を支える一員として、個人の尊厳が守られ人間性が尊重されるような社会をつくります。また、個人が大切にしてきた生活を継続し、また、自己実現に向けて活躍できるよう、本人の自己決定を尊重する仕組みを確立します。

#### ②自立の確保（自立に向けた総合的支援）

高齢者一人ひとりの心身の状態に応じて生活の質が確保された状態を維持していくために、自らの生活を自ら支える「自助」を支える取組みを支援します。

また高齢者が自分の意思に基づき、その能力に応じて、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう、生活支援や医療介護、予防等の包括的な支援の仕組みを充実します。

#### ③支え合う地域社会づくり

市民、NPO、医療関係者、介護事業者、行政等が連携し、地域の資源とネットワークを活かして、豊かな高齢社会に向け、支え合う地域社会づくりを進めます。

## 2 視点

---

### ①高齢者の就労・社会参加の支援

高齢者が、豊かな知識や経験・技術を活かし社会に参加することで、自ら地域の担い手として活動する地域づくりを進めることが重要です。

### ②小金井市の実情に応じた医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムづくり

住民、医療・介護・予防・住まい・生活支援等に関わる多機関・多職種及び市の福祉保健やまちづくりなどの各種部門が連携し、一人ひとりが、地域とつながりを持つことにより、高齢者が孤立することなく暮らし続けられる地域づくり・体制づくりを進めることが重要です。

### ③福祉との関わりを意識した地域づくりの推進

日頃から、老人会、町会・自治会等の住民組織、NPO、地域の商店等と連携し、相互に支え合い助け合える地域づくりを進めることが大切です。

また、市全域に加え、地域包括支援センターが主体となった日常生活圏域ごとの取組みも進め、重層的な取組みにつなげます。

### ④在宅介護者の支援

在宅で介護をしている家族の心身の健康維持のために、介護負担を軽減し、孤立しないように地域で支える仕組みが必要です。

### ⑤住み続けることのできる住まい・施設の充実

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、住まいや施設の適切な基盤整備を図る必要があります。

## 3 基本施策

---

### ①健康づくり・生きがいづくり

高齢者が生きがいを持ち、社会で充分自分の力が発揮できる健康長寿の社会づくりを目指します。

### ②地域で暮らし続ける仕組みづくり

高齢者の方々が住み慣れた地域のなかで安心して暮らし続けることができるように、在宅の日常生活を包括的に支援し、高齢者にとって住みよい地域社会を目指します。

### ③地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が、地域で安心・安全に暮らしていくことができるよう、福祉意識の醸成や地域で互いに支え合う仕組みづくりを目指します。

### ④介護保険事業の推進

2025年度に向けた地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を目指し、介護保険事業の円滑な運営と推進を図ります。

## 第6期小金井市介護保険・ 高齢者保健福祉総合事業計画

### 基本理念

人間性の尊重  
(個人の尊厳)

自立の確保  
(自立に向けた総合的支援)

支え合う  
地域社会づくり

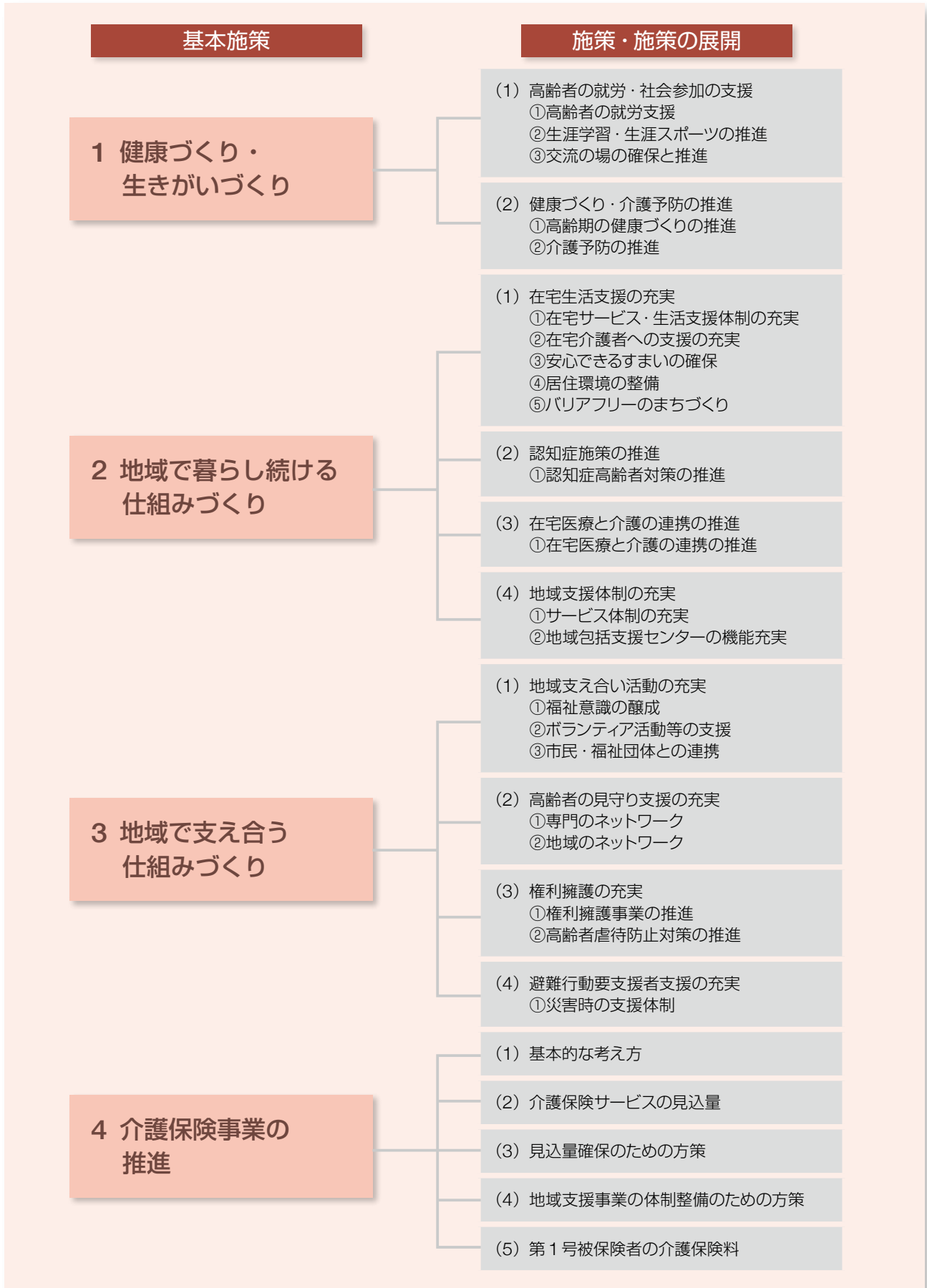
福祉と健康：誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち

小金井しあわせプラン(第4次小金井市基本構想・前期基本計画)

将来像：みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市

### 視 点

- 高齢者の就労・社会参加の支援
- 小金井市の実情に応じた医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムづくり
- 福祉との関わりを意識した地域づくりの推進
- 在宅介護者の支援
- 住み続けることのできる住まい・施設の充実







# 第4章

# 高齢者保健福祉施策の展開

## 1 健康づくり・生きがいづくり

### (1) 高齢者の就労・社会参加の支援

高齢者自らが生きがいを持って生活できるように、社会福祉協議会や市民活動団体等と連携して、働く機会や生涯学習への参加促進など、社会参加の場と機会を提供します。

#### ① 高齢者の就労支援

関係機関と連携し、就労を望む高齢者の適性と能力に応じた就労を支援します。

主な事業	シルバー人材センター
	就労に関する相談

#### ② 生涯学習・生涯スポーツの推進

人生 80 年時代を迎え、元気な高齢者が増加している今、高齢者が各自の希望に応じて自由に学ぶ機会、スポーツに親しめる機会を充実します。

主な事業	文化学習事業
	シニアスポーツフェスティバル
	いきいき健康スポーツ教室

#### ③ 交流の場の確保と推進

高齢者が地域社会の一員として、他世代とともに交流・活動できる場と機会の充実を図ります。

主な事業	敬老行事等
	おとしより入浴事業
	高齢者いきいき活動、高齢者いこいの部屋等の整備
	老人クラブ(悠友クラブ) 活動への助成
	老人福祉センターの整備
	高齢者(いきいき) 農園
	ひとりぐらし高齢者会食会
	ひとりぐらし高齢者交流会
	福祉会館・高齢者マッサージ

## (2) 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が健やかで質の高い生活を維持し、健康寿命を延ばしていくことができるように、食生活を含めた生活習慣全般の見直しや改善、疾病の予防など、健康づくりのための事業を推進します。また、高齢者がいつまでも元気で暮らせるように、広く介護予防につながる活動を支援する事業を推進します。

### ①高齢期の健康づくりの推進

加齢による身体機能や生活機能の低下を抑え、疾病の予防と早期発見及び健康づくりのため、各種健康相談の充実を図ります。健康診査の活用や、かかりつけ医との連携等により、高齢者の健康生活づくりを図ります。

主な事業	健康相談・健康支援の充実
	特定健診等・フォロー健診の充実
	感染症の予防
	精神保健対策の充実（うつ、自殺の予防）
	歯科保健の充実

### ②介護予防の推進

制度改正により、これまでの要支援者に対して全国一律にサービス提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護サービスを市町村事業（地域支援事業）に移行し、他の生活支援サービスや介護予防事業とともに「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」）として再構築します。

これまでの介護予防事業の見直しとともに、より一層の介護予防の推進を図ります。

主な事業	介護予防・日常生活支援総合事業の実施
	介護予防事業の見直し
	介護予防ケアマネジメントの推進
	認知症予防
	地域での自主的な活動支援

## 2 地域で暮らし続ける仕組みづくり

### (1) 在宅生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、高齢者や介護者への支援及び住環境の整備を行うなど、在宅生活支援の充実を図ります。

#### ①在宅サービス・生活支援体制の充実

高齢者に対する生活支援にかかわるサービスの充実を図ることにより、高齢者ができる限り自らの意思に基づき、自立した生活を送ることができるような環境づくりを推進していきます。

主な事業	日常生活支援福祉サービスの充実
	移送支援の充実
	地域での自主的な活動支援（再掲）

#### ②在宅介護者への支援の充実

日々介護する在宅の介護者（主に家族）が感じる身体的・精神的負担の軽減は大きな課題です。介護者の負担を少しでも軽減できる施策を推進します。

主な事業	介護者への相談
	家族介護教室
	家族介護継続支援
	やすらぎ支援（認知症高齢者家族支援活動）
	特別短期生活介護（緊急ショートステイ）

#### ③安心できるすまいの確保

高齢者が暮らしやすい住環境整備のために住居の整備に係る各種施策を推進します。

主な事業	高齢者住宅の整備
	公営住宅の情報提供体制の整備
	高齢者の新たな住まいと住まい方の検討
	施設サービスの充実

#### ④居住環境の整備

高齢者が、介護が必要になった時に安心して自宅に住み続けることができるように、相談体制を整え、バリアフリー化等の住宅改修を支援することで、介護を受けながら安心して暮らし続けることができる住まいの環境整備を支援します。

主な事業	住宅改修相談事業の充実
	高齢者自立支援住宅改修給付事業の推進

#### ⑤バリアフリーのまちづくり

高齢者や障がいのある人等すべての市民がまちを自由に移動し、安心して施設を利用することができる道路の整備や施設づくりが求められています。

だれもが安心して外出できるよう、東京都福祉のまちづくり条例に配慮したまちづくりを推進します。

主な事業	公共的建築物等の安心・安全な環境整備
	福祉マップの作成

## (2) 認知症施策の推進

認知症になっても地域で住み続けるために、地域全体で認知症高齢者と家族を支援する総合的な体制をつくります。

#### ①認知症高齢者対策の推進

認知症疾患医療センター・医療機関・介護サービス事業所等と連携し、状態に応じた適切な医療や福祉サービス、地域の支援につながるよう認知症対策を積極的に行います。

また、症状の進行に伴い、財産管理やサービスの契約などが困難になる等、個々の状況に合わせ、適切な権利擁護事業の活用を支援できるように、関係各課と連携し、対応します。

主な事業	認知症の理解促進についての普及
	認知症の相談・支援体制の充実
	認知症の人と家族を支援するネットワークづくり

### (3) 在宅医療と介護の連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、在宅医療と介護の連携を強化し、切れ目ないサービス提供体制の実現に努めます。

#### ① 在宅医療と介護の連携の推進

地域や高齢者及び高齢者世帯の実情に合ったかたちで在宅医療、介護の連携を推進するとともに、NPO法人やボランティアの方々とも協力し、地域の中で循環する医療・介護の支援体制の構築を目指します。

主な事業	関係機関相互の連携の仕組みづくり
	在宅医療に関する啓発

### (4) 地域支援体制の充実

日常生活圏域において、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの充実を図ります。

#### ① サービス体制の充実

市内を4つの「日常生活圏域」に分け、気軽に身近なところでサービス提供が受けられるよう環境を整備します。

主な事業	日常生活圏域における基盤整備
	介護保険サービスの利用支援
	居宅系サービスの充実
	施設サービスの充実(再掲)
	地域密着型サービスの充実

#### ② 地域包括支援センターの機能充実

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置されています。地域の高齢者や家族への総合相談・ケアマネジャー支援等を行い、その設置・運営に関しては、「地域包括支援センターの運営に関する専門委員会」を設置し、公正・中立性を確保し、円滑、適正な運営を図ります。

主な事業	地域包括支援センターの機能の充実
	地域包括支援センターの運営に関する専門委員会
	地域ケア会議の充実

# 3 地域で支え合う仕組みづくり

## (1) 地域支え合い活動の充実

地域で高齢者を支えていくために、住民の福祉意識の醸成、ボランティア活動等の支援、市民・福祉団体との連携を図ります。

### ①福祉意識の醸成

世代間交流や講座・講演会などを通じ「福祉のこころ」を育むとともに、適切な情報提供や啓発活動を推進します。

主な事業	福祉刊行物の発行
	ホームページによる情報発信
	世代間交流
	福祉講座・講演会の実施

### ②ボランティア活動等の支援

ボランティア等の育成や研修などを、社会福祉協議会と連携して推進します。

主な事業	ボランティア・市民活動団体の育成支援
------	--------------------

### ③市民・福祉団体との連携

地域の自治会組織、各種福祉団体との連携を図り、地域の福祉活動や交流活動の支援などを継続的に取り組んでいきます。

主な事業	地域人材の育成
	事業者との連携による見守り

## (2) 高齢者の見守り支援の充実

ひとりぐらし高齢者等の孤独感、不安感の軽減と安否確認を図ります。社会福祉協議会と連携し、民生委員、町会・自治会活動等、隣近所のつながりにより高齢者の安心・安全を確保する活動を支援します。

### ① 専門のネットワーク

疾病をかかえる高齢者世帯の方に、緊急通報システムの貸与等により、万一の際に備え、安心して暮らし続けることができるよう努めます。

主な事業	緊急通報システムの貸与
	火災安全システムの給付等
	高齢者地域福祉ネットワーク
	高齢者見守り支援事業の推進

### ② 地域のネットワーク

高齢者の方の孤独感や不安感の軽減及び安否確認のため、見守りサービスの提供及び見守り体制の確立に努めます。

主な事業	事業者との連携による見守り（再掲）
	地域支え合い活動の充実
	見守り支援の協力体制

## (3) 権利擁護の充実

高齢者を対象とした消費者被害を未然に防止するよう努めます。

また、判断力の低下した高齢者のために、財産の管理、福祉サービスの契約問題等について、法的な支援や保護に努めます。

高齢者の尊厳の保持にとって虐待を防止することは極めて重要であることから、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援に努めます。

### ①権利擁護事業の推進

ひとりぐらしや高齢者のみの世帯が増加する中で、財産を失ったり、債務を負ったりする被害が増加しています。高齢者の財産管理、福祉サービスの契約など、高齢者の権利が侵害されないような援護体制を整備します。

主な事業	消費者被害の防止
	権利擁護センター（ふくしネットこがねい）との連携協力体制の整備
	福祉サービス苦情調整委員制度の周知
	成年後見制度の利用促進と事業の充実
	市民後見人の育成

### ②高齢者虐待防止対策の推進

虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護等を実施できるように、市、関係機関、民間団体等が連携し対応します。

主な事業	高齢者虐待の防止
	高齢者虐待の対策（高齢者虐待防止ネットワーク及び高齢者虐待予防・対策マニュアル）

## （4）避難行動要支援者支援の充実

緊急時避難支援体制には、地域の支え合いによる避難行動要支援者支援が重要です。災害時に高齢者が安全に避難し、災害復旧まで安心して暮らせるように、避難行動要支援者の現状把握を行い、万一の場合に備えた災害時援護の体制を整備します。

### ①災害時の支援体制

災害時に高齢者などが安全に避難し、災害復旧まで安心して暮らせるような体制を日頃から整えておくことが必要です。避難行動要支援者の現状把握をしっかりと行い、万一の場合の体制を整備します。

主な事業	避難行動要支援者支援体制の充実
	家具転倒防止器具等取付



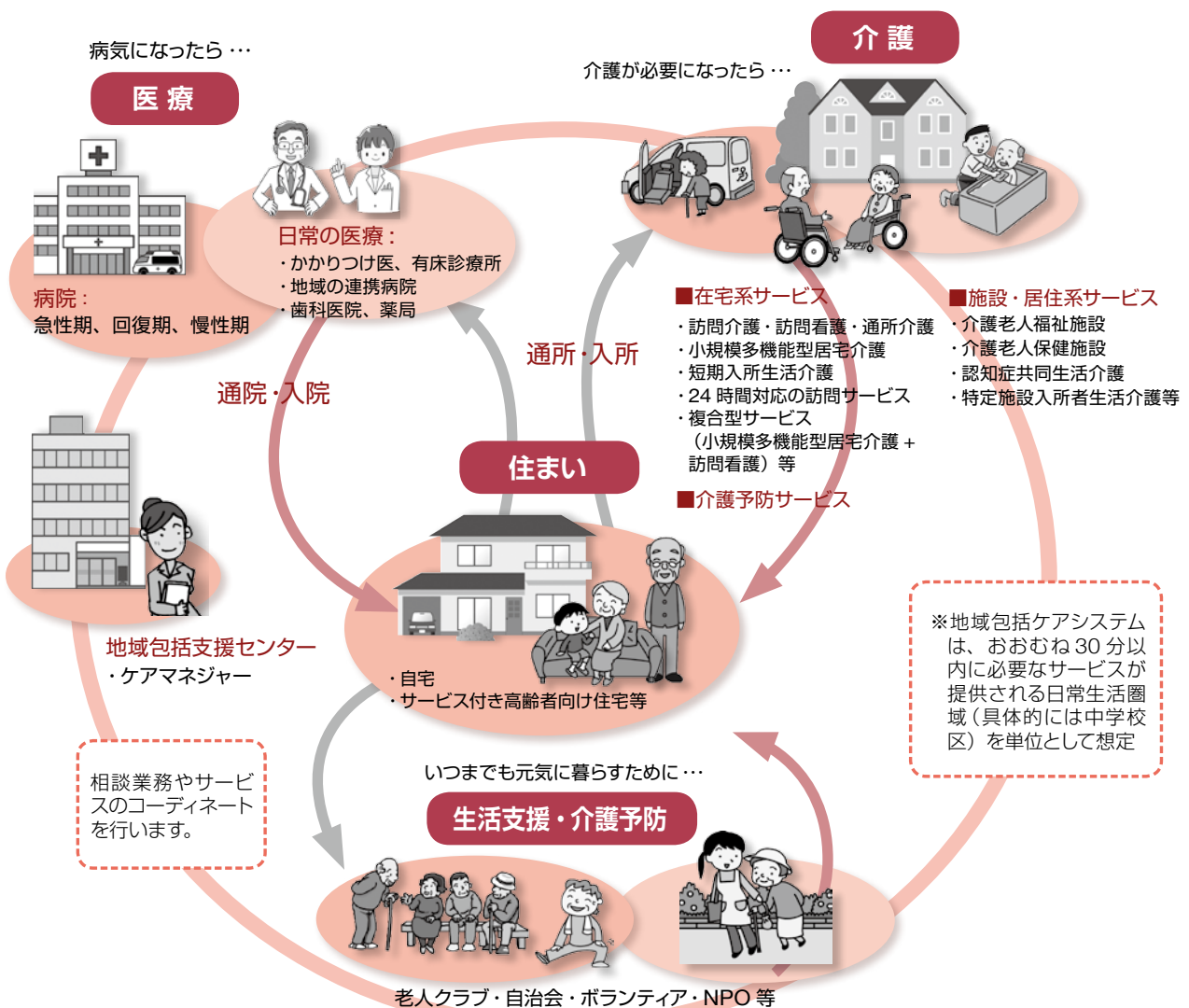
# 4 介護保険事業の推進

## (1) 基本的な考え方

### ① 地域包括ケアシステムの構築

介護予防の総合的推進、サービス基盤の整備、在宅医療・介護の連携、認知症施策等を総合的に展開し、一人ひとりの高齢者が豊かな生活を送ることができるよう、自助・互助・共助・公助による地域包括ケアシステムの構築を進めます。

主な事業	地域ケア会議の推進
	介護保険サービスの充実
	認知症の相談・支援体制の充実(再掲)
	関係機関相互の連携の仕組みづくり(再掲)
	高齢者の新たな住まいと住まい方の検討(再掲)



## ②介護保険事業の推進

円滑な制度運営を進めるために、これまでの事業方針をふまえ、地域づくりや地域密着型サービスの充実等必要な支援策を講じながら、市民の理解と信頼を得られるような制度運営と事業の推進に努めます。

主な事業	介護保険サービスの利用支援（再掲）
	サービスの質の向上
	低所得者への配慮
	給付の適正化事業
	要介護認定適正化事業
	利用者及び介護者の支援

## ③地域支援事業の見直し

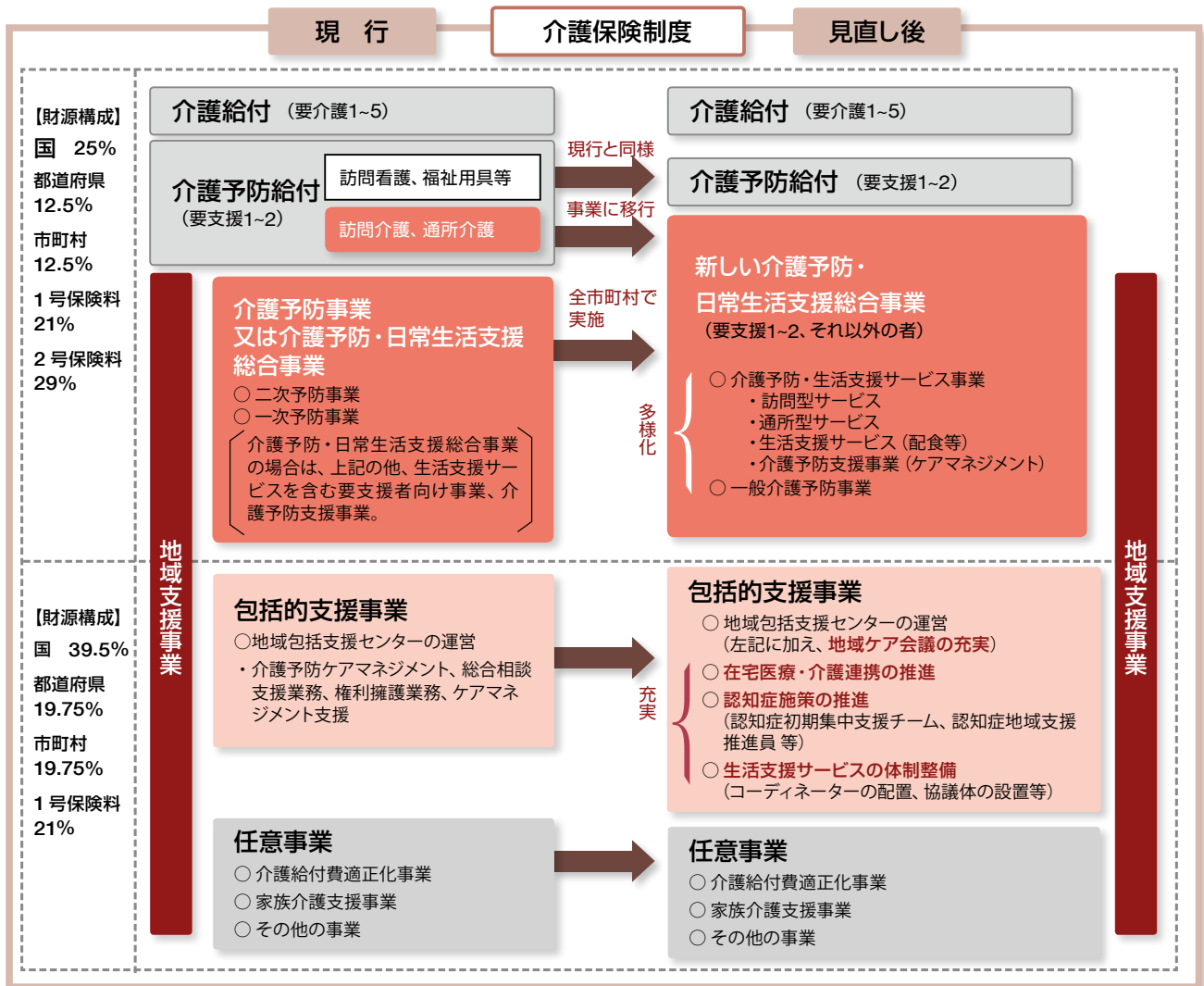
第6期の介護保険制度改正では、地域支援事業の見直しが行われます。

「介護予防事業」は、「介護予防・日常生活支援総合事業」となり、小金井市では平成28年度中に介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

「包括的支援事業」は、地域包括支援センターの運営に加えて、地域包括ケアシステムの基盤にあたる多様な事業が盛り込まれ、地域ケア会議、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備を行います。

「任意事業」については、引き続き、家族介護支援事業、家族介護継続支援事業を推進します。

図表 新しい地域支援事業の全体像



資料:全国介護保険担当課長会議資料(平成26年7月28日)

## (2) 介護保険サービスの見込量

高齢者数の増加に伴い、介護保険サービスの利用量、給付費は増加しています。制度改正や施設整備計画をふまえ、介護保険サービスの見込量を推計します。

図表 本計画期間中の施設整備計画

種 別	第 5 期 終了時点 (平成 26 年 度末)	第 6 期計画値			第 6 期 終了時点 (平成 29 年 度末)	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		
広域型施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 定員数	2 施設 199 人	—	—	—	2 施設 199 人
	介護老人保健施設定員数	2 施設 197 人	—	—	—	2 施設 197 人
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム) 定員数	8 施設 256 人	—	1 施設 33 人	—	9 施設 289 人
地域密着型サービス	小規模多機能型居宅介護 定員数	2 施設 42 人	—	—	—	2 施設 42 人
	認知症対応型共同生活介護(グ ループホーム) 定員数	5 施設 65 人	—	—	1 施設 18 人	6 施設 83 人
	認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス) 定員数	7 施設 92 人	—	—	—	7 施設 92 人
	夜間対応型訪問介護施設数	3 施設 (市外)	—	—	—	3 施設 (市外)
	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護施設数	1 施設	—	—	—	1 施設
	地域密着型老人福祉施設入所者 生活介護(小規模特養)	0 施設 0 人	—	—	—	0 施設 0 人
	地域密着型特定施設入居者生活 介護(小規模有料老人ホーム) 定員数	0 施設 0 人	—	—	—	0 施設 0 人
	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	0 施設 0 人	—	—	1 施設 25 人	1 施設 25 人

### (3) 見込量確保のための方策

#### ①人材の確保・育成

社会福祉協議会や東京都等と連携して研修や学習支援、情報提供を充実し、ケアマネジャーや介護職等専門職の確保に努めます。

また、有資格者や福祉に関心のある市民、介護経験者などを幅広く人的資源として考え、その育成に努めます。

介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者とのネットワークを構築し、ケアマネジャー支援や指導を推進します。

#### ②事業者の支援

小金井市介護事業者連絡会等を通して情報提供や相談、情報交流など、事業者の支援に努めます。

介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者とのネットワークを構築し、ケアマネジャー支援や指導を推進します。

また、事業者の情報を介護サービス情報公表制度や福祉サービス第三者評価の評価結果などで公開しています。

### (4) 地域支援事業の体制整備のための方策

#### ①介護予防・日常生活支援総合事業

平成28年度中の実施を目指します。介護予防につながる活動等に従事するボランティアや認知症サポーター等、地域人材の確保・育成に努めます。

#### ②包括的支援事業

##### ■地域包括支援センターの運営

地域ケア会議の充実を図るとともに、平成27年度から各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員及び生活支援コーディネーターを配置し、体制強化を行います。

##### ■在宅医療・介護連携の推進

地域ケア会議等を活用し、在宅療養支援に向けて地域課題の把握や、多職種連携体制の構築強化を進めていきます。

##### ■認知症施策の推進

認知症の早期診断・早期対応のための多職種連携を促進していきます。

各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症になっても地域で暮らし続けるための心構えや準備について啓発していきます。その一環として、平成30年度までに認知症ケアパス作成を目指します。

## ■生活支援サービスの体制整備

体制整備のために協議体を設置し、生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置します。

## ③任意事業

### ■家族介護教室事業

要介護高齢者を介護する家族等に対し、介護方法や、介護予防、介護者の健康づくり等について知識・技術を習得していただくための教室を開催します。

### ■家族介護継続支援事業

認知症高齢者を介護する家族の方に対し、交流会や講習会等の機会を通して、介護による身体的・精神的負担の軽減を図ります。

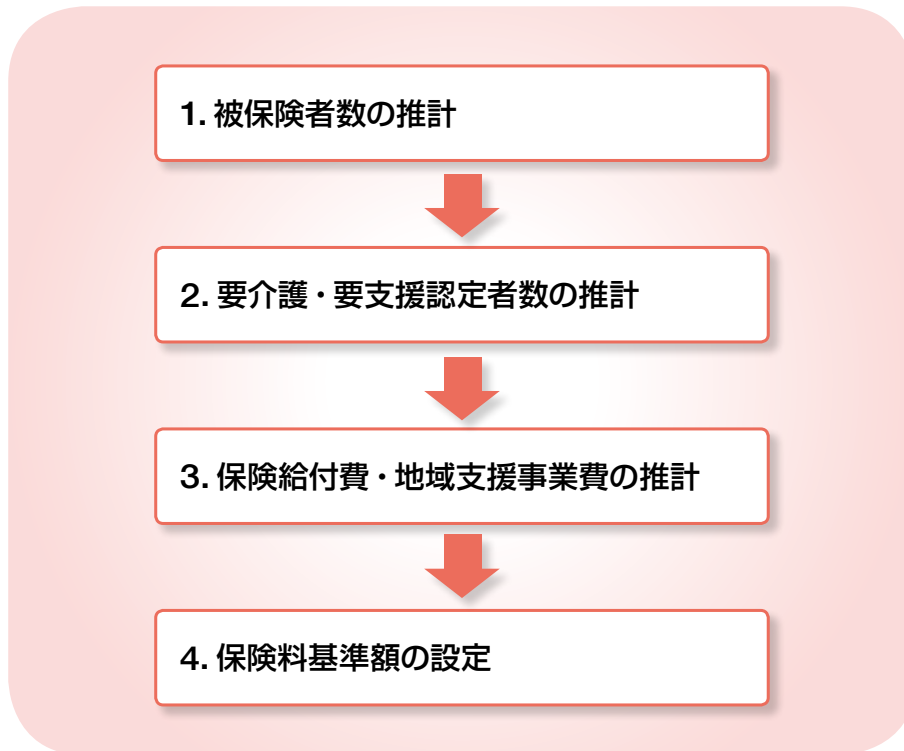
### ■認知症高齢者支援事業

軽度の認知症状がある高齢者に、ボランティアが訪問し話し相手等を行います。認知症に関する広報・啓発活動、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等の育成を行います。

## (5) 第1号被保険者の介護保険料

### ① 介護保険料設定の手順

介護保険料の設定にあたっては、次のような手順で行っています。



### ② 介護保険料設定の考え方

- 第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量及び第1号被保険者数に応じたものとなります。
- 第1号被保険者の負担割合が21%から22%となったことを考慮して設定します。
- 保険料の設定については、平成27年度からの介護報酬改定も考慮しています。
- 保険料段階の設定にあたっては、全国標準の保険料段階も多段階化されているため、低所得者に配慮した段階設定をしています。
- 保険料が上昇することから、市町村特別給付は見込まないこととします。
- 介護保険料を引き下げるため、介護給付費等準備基金を活用します。
- 第6期は低所得者の保険料軽減の拡充と重点化・効率化が行われ、次のような制度改正が予定されています。
  - ① 第1号保険料の多段階・軽減強化に関する標準段階の見直し（平成27年4月施行）
  - ② 低所得者に対する公費による介護保険料軽減の強化（平成27年4月施行）
  - ③ 一定以上所得者の利用者負担の見直し（1割から2割）（平成27年8月施行）
  - ④ 高額介護サービス費の見直し（平成27年8月施行）
  - ⑤ 特定入所者介護（予防）サービス費の見直しにあたっての配偶者の所得の勘案および預貯金等の勘案（平成27年8月施行）

### ③保険給付額全体の見込み額

図表 標準給付費の見込み

(千円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
総給付費 (一定以上所得者負担調整後)	6,770,759	7,015,914	7,322,425	21,109,098
特定入所者介護サービス費	157,365	150,189	154,085	461,639
高額介護サービス費等給付額	141,425	156,919	161,830	460,174
高額医療合算介護 サービス費等給付額	30,530	33,300	37,400	101,230
算定対象審査支払手数料	8,048	8,706	9,419	26,173
<b>標準給付費見込額</b>	<b>7,108,127</b>	<b>7,365,028</b>	<b>7,685,159</b>	<b>22,158,314</b>

### ④保険料基準額

給付費と地域支援事業費をもとに算出された介護保険料月額は 5,407 円となり、介護給付費準備基金 3 億 1,000 万円のうち 2 億 600 万円を充当することによって、本市における保険料基準月額を 5,200 円とします。

図表 保険料基準額の算出

(千円、保険料基準月額は円)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
費用合計	7,328,581	7,768,856	8,272,921	23,370,358
標準給付費	7,108,127	7,365,028	7,685,159	22,158,314
地域支援事業費	220,454	403,828	587,762	1,212,044
保険料基準額月額 (基金投入前)				5,407
介護給付費準備基金取崩額				206,000
保険料基準額月額 (基金投入後)				5,200

### ⑤所得段階別保険料額

所得段階別保険料額は、第6期については、国が標準の保険料段階の多段階化・軽減強化を行うこととなっていることから、小金井市でもそれらの動きと合わせた見直しを行い、きめ細かな保険料段階を設定します。



図表 第1号被保険者の介護保険料

保険料段階	対象者	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方及び生活保護受給者の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額× 0.45	2,340	28,000
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方	基準額× 0.65	3,380	40,500
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階または第2段階に該当しない方	基準額× 0.75	3,900	46,800
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方のうち、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	基準額× 0.875	4,550	54,600
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、第4段階に該当しない方	基準額	5,200	62,400
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.175	6,110	73,300
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額× 1.275	6,630	79,500
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額× 1.45	7,540	90,400
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	基準額× 1.50	7,800	93,600
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額× 1.60	8,320	99,800
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	基準額× 1.75	9,100	109,200
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方	基準額× 2.00	10,400	124,800
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	基準額× 2.15	11,180	134,100
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	基準額× 2.30	11,960	143,500
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2000万円以上の方	基準額× 2.45	12,740	152,800

# 第5章 計画の推進

介護保険・高齢者保健福祉事業は、福祉、保健、医療、まちづくり、防災等広範囲にわたっており、その理念を具体化して、関係する施策を効果的かつ計画的に推進していくためには、関係各機関が緊密に連携して取り組む必要があります。

また、計画の推進には市民、行政、地域の各種団体、医療機関、教育機関、職域等との連携協力が必要です。本計画を広く市民に周知するとともに、事業の推進にあたっては、事業者・関係機関等との役割分担を明確にして協働であたる必要があります。法・制度の見直しや人材の確保・育成等については東京都や国に働きかけ要請していきます。



第6期小金井市  
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画  
概要版

発行年月 平成27年3月  
発行 小金井市福祉保健部介護福祉課  
〒184-8504 小金井市本町6-6-3  
TEL 042-387-9822  
FAX 042-384-2524

